

令和3年9月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  
令和3年(行コ)第3号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和  
2年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 令和3年6月16日

5

判 決

金沢市

控訴人

金沢市広坂一丁目1番1号

被控訴人

金沢市長 山野之義

10

同訴訟代理人弁護士

向峠仁志

金沢市小立野二丁目24番41号

被控訴人補助参加人

福田太郎

15

金沢市泉本町二丁目89番地4

被控訴人補助参加人

野本正人

上記両名訴訟代理人弁護士

堀口康純

同

犬塚雅文

主 文

20

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は控訴人の

負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

25

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1ないし3の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計(円)」欄記載の金額及びこれに対する令和元年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せ

よ。

## 第2 事案の概要

1 本件は、金沢市（以下、単に「市」ということがある。）の住民である控訴人  
が、市議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件  
各議員」という。）が平成30年度に市から交付を受けた政務活動費を支出した  
ことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違  
法であり、本件各議員は市に対して上記金額に相当する金員をそれぞれ不当利  
得として返還すべきであるのに、市の執行機関である被控訴人がその返還請求  
を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控  
訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成3  
0年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日である令和元年5月  
1日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下、単  
に「民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよ  
う求める事案である。

15 原審は控訴人の請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人がこれを不服  
として控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者（以下、混同の  
おそれのない限り、被控訴人補助参加人らを含め「当事者」という。）の主張は、  
次のとおり原判決を補正し、後記3において当審における控訴人の主張を付加  
するほかは、原判決の「事実及び理由」欄第2の2ないし5に記載のとおりで  
あるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決15頁23行目の「10分の8」を「10分の9」と改める。

### 3 当審における控訴人の主張

25 (1) 原審は、本件手引きが支出の対象となる行為と議員の議会活動の基礎とな  
る調査研究その他の活動（以下、単に「議員としての活動」ということがあ

る。)との間の合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照される旨説示し、控訴人において本件各支出がその客観的な目的や性質に照らして本件各議員の議員としての活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証していない旨判断したが、誤っている。

5 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならぬ。本件各議員が提出した証拠書類には、政務活動費を本件条例所定の経費に支出した旨が記載されていないから、被控訴人が反証をしない以上、控訴人の請求は認容されるべきである。

(2) 原審は、収支報告書を提出期限後に訂正することは許される旨判断したが、誤っている。

10 収支報告書を提出期限後に訂正することは許されない。

(3) 原審は、福田議員が平成30年6月1日午後6時27分から同日午後11時00分までの間金沢市片町二丁目所在の駐車場を道路状況の確認のために利用したこと（原判決別紙1番号247）を条例所定経費に該当しないものとはいえないと判断したが、誤っている。

15 道路状況の確認のために3時間半以上を必要としたとは考えられない。

(4) 原審は、野本議員の「のもとまさとnews」Vol7～9を印刷、郵送等する費用（原判決別紙3番号1, 2, 15～20, 23, 24, 28～30）、市政報告会に関する費用（同4～9）及びホームページの管理料（同3, 21, 22, 25～27, 32）が政務活動費を充てることができない政治活動の経費でもあることを認めなかったが、誤っている。

20 原判決摘示の事情に加え、野本議員が代表者である政党支部及び同議員の後援会が機関誌の発行事業費を支出していないことから、上記市政報告書は上記各政治組織の機関誌の役割も兼ねると推認するべきである。また、原判決摘示の事情に加え、上記各政治組織は宣伝事業費を支出していないことから、上記市政報告会及び上記ホームページは上記各政治組織の宣伝活動の役

割も兼ねると推認するべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求にはいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、後記2において当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決27頁1行目の末尾の次に「なお、控訴人は、金沢経済同友会が個人加入の会員で構成されることを指摘するが、金沢市企業市民宣言の会が金沢経済同友会とは別組織であることは同宣言の会の規約（丙イ8）からも明らかであるから、控訴人の上記主張は失当である。」を加える。

#### 2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原審が、本件手引きが支出の対象となる行為と議員としての活動との間の合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照される旨などを説示したことが誤りであるとし、本件各議員が提出した証拠書類には政務活動費を本件条例所定の経費に支出した旨が記載されていないから、控訴人の請求は認容されるべきである旨主張する。

しかしながら、本件手引きが支出の対象となる行為と議員としての活動との間の合理的関連性の有無を判断する際の指針として参照されるべきことは、原判決を引用して説示したとおりであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、原審が、収支報告書を提出期限後に訂正することは許される旨判断したことが誤りであるとし、収支報告書を提出期限後に訂正することは許されない旨主張する。

しかし、収支報告書の提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することができないことは、原判決を引用して説示したとおりであるから、控訴

割も兼ねると推認するべきである。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求にはいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、後記2において当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決27頁1行目の末尾の次に「なお、控訴人は、金沢経済同友会が個人加入の会員で構成されることを指摘するが、金沢市企業市民宣言の会が金沢経済同友会とは別組織であることは同宣言の会の規約（丙イ8）からも明らかであるから、控訴人の上記主張は失当である。」を加える。

### 2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、原審が、本件手引きが支出の対象となる行為と議員としての活動との間の合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照される旨などを説示したことが誤りであるとし、本件各議員が提出した証拠書類には政務活動費を本件条例所定の経費に支出した旨が記載されていないから、控訴人の請求は認容されるべきである旨主張する。

しかしながら、本件手引きが支出の対象となる行為と議員としての活動との間の合理的関連性の有無を判断する際の指針として参照されるべきことは、原判決を引用して説示したとおりであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、原審が、収支報告書を提出期限後に訂正することは許される旨判断したことが誤りであるとし、収支報告書を提出期限後に訂正することは許されない旨主張する。

しかし、収支報告書の提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することができないことは、原判決を引用して説示したとおりであるから、控訴

人の上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人は、原審が、福田議員が平成30年6月1日に金沢市片町二丁目所在の駐車場を道路状況の確認のために利用したことを条例所定経費に該当しないものとはいえないと判断したことが誤りであるとし、道路状況の確認のために3時間半以上を必要としたとは考えられない旨主張する。

5

しかし、控訴人の主張立証から認められるのは、福田議員が繁華街至近の駐車場を夜間に利用したことの限度であるところ、丙イ10によれば福田議員が道路の破損等に関する事情確認を行ったことが認められ、福田議員がその際に繁華街至近の駐車場を夜間に利用したとしても、そのことから直ちに福田議員が行った事情確認が議員としての活動と合理的関連性を有しないものと推認されるものではないから、福田議員が上記駐車場の料金に政務活動費を充てたことが不当利得に当たることが立証されたとはいえない。

10

控訴人の上記主張は採用することができない。

- (4) 控訴人は、原審が、野本議員の市政報告書の印刷等費用、市政報告会に関する費用及びホームページの管理料が政治活動の経費でもあることを認めなかつたことが誤りであるとし、野本議員が代表者である政党支部及び同議員の後援会が機関誌の発行事業費を支出していないこと、上記各政治組織は宣伝事業費を支出していないことなどを指摘する。

15

しかし、議員の広報活動が議員自身の宣伝としての効果を有するとしても、それが付隨的・副次的なものにとどまる限り、当該広報活動の全部が議員としての活動との間の合理的関連性を有するものといえることは、原判決を引用して説示したとおりであり、この理は、議員の広報活動が政治組織の宣伝としての効果を有し得るときにも当てはまる。そして、控訴人の上記主張を踏まえても、上記市政報告書、上記市政報告会及び上記ホームページの野本議員ないしはその所属する政治組織の政治活動としての側面が付隨的・副次的なものにとどまらないものであると認めるることはできない。

20

25

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(5) 控訴人は、その他にも種々主張するが、いずれも当裁判所の判断を左右するものではない。

3 以上によると、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、  
5 これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

10

裁判長裁判官 蓮井俊治

15

裁判官 橋本修

裁判官 平野剛史

これは正本である。

令和3年9月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚林卓也

